

## アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車 税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき軽自動車税の種別割（同法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）の賦課徴収について、羽村市税賦課徴収条例（昭和30年条例第10号）の特例を設けることを目的とする。

(種別割の税率)

第2条 特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、特例法第2条第5項に規定する契約者又は特例法第2条第6項に規定する軍人用販売機関等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する種別割の税率は、1台について、次の各号に掲げる額とする。

(1) 原動機付自転車又は小型特殊自動車 年額 500円

(2) 軽自動車

ア 軽二輪車又は軽三輪車 年額 1,000円

イ 軽四輪自動車 年額 3,000円

(3) 二輪の小型自動車 年額 1,000円

(徴収の方法)

第3条 前条に規定する軽自動車等に対する種別割については、この条例の定めるところにより証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第4条 軽自動車等に対する種別割の納税義務者は、当該税額を軽自動車税（種別割）納税証紙（以下「証紙」という。）によって払い込まなければならない。

2 種別割の納税義務は、証紙に軽自動車税（種別割）納税済印（以下「納税済印」という。）による検印を受けたときに完了するものとする。

3 証紙及び納税済印に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は羽村市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。